

平成30年3月期の決算留意事項

平成30年3月29日(木)

ひびき監査法人

平成30年3月期に適用となる開示制度のうち、主たるものは以下のとおりである。

1. 「税効果会計に係る会計基準の一部改正」等の概要
2. マイナス金利に関連する実務対応報告の取扱い
3. 従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い等の概要
4. 新会計基準等と適用時期
5. コーポレートガバナンス・コード(企業統治指針)の改訂案を公表
6. 有価証券報告書等の記載内容の改正点
7. フェア・ディスクロージャー・ルールの適用

1. 「税効果会計に係る会計基準の一部改正」等の公表の経緯

企業会計基準委員会(以下「ASBJ」という)は、平成27年12月28日付で企業会計基準適用指針第26号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」を公表、さらにその後、早期適用した場合の翌年度(平成29年3月期)の四半期(連結)財務諸表における比較情報の取扱いの明確化を図り平成28年3月28日付で改正企業会計基準適用指針第26号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」を公表した。その際には、メールマガジン第1号及び第3号にてその内容については解説したが、今回、ASBJは平成29年6月6日に公開草案を公表し、パブリックコメントの対応を経て平成30年2月16日付で以下の企業会計基準及び企業会計基準適用指針(以下合わせて「本会計基準等」という)を公表した。これまで、段階的に進めてきた税効果会計の見直しは、この改正で一区切りとなる。

●企業会計基準第28号 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(以下「税効果会計基準一部改正」という。)
●企業会計基準適用指針第28号 「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(以下「税効果適用指針」という。)
●改正企業会計基準適用指針第26号 「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(以下「回収可能性適用指針」という。)
●企業会計基準適用指針第29号 「中間財務諸表等における税効果会計に関する適用指針」(以下「中間税効果適用指針」という。)

ASBJは、平成30年2月9日に開催した第378回本委員会において、本会計基準等の公表を承

認した。その内容は、「会計処理」に関する改正及び「繰延税金資産及び繰延税金負債の表示」に係る改正と「評価性引当額等の注記事項」の追加である。

「繰延税金資産及び繰延税金負債の表示」に係る改正と「注記事項」の追加については、平成 30 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用する。ただし、平成 30 年 3 月 31 日以後最初に終了する連結会計年度及び事業年度の年度末に係る連結財務諸表及び個別財務諸表から適用することができる（早期適用可能）（税効果会計基準一部改正第 6 項）。

「会計処理」に関する改正は、平成 30 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度及び事業年度から適用するとされている。したがって、平成 30 年 3 月期に適用することができない点に留意する必要がある。

1. 税効果会計基準等の改正 - 会計処理に関する改正

(1) 個別財務諸表における子会社株式等に係る将来加算一時差異の取扱い（税効果適用指針第 8 項 (2)）

(改正前)

個別財務諸表における子会社株式又は関連株式（以下合わせて「子会社株式」という。）に係る将来加算一時差異について、繰延税金負債を計上することとされている。

(改正後)

連結財務諸表における取扱いに合わせ、親会社又は投資会社はその投資の売却等を当該会社自身で決めることができ、かつ、予測可能な将来の期間に、その売却等を行う意思がない場合を除き、繰延税金負債を計上する取扱いに見直している。

(2) (分類 1) に該当する企業における繰延税金資産の回収可能性に関する取扱い（回収可能性適用指針第 18 項）

(改正前)

分類 1 に該当する企業は、繰延税金資産の全額について回収可能性があるものとする。

(改正後)

「(分類 1) に該当する企業においては、原則として、繰延税金資産の全額について回収可能性があるものとする。」と「原則として、」を追加している。

(論拠)

◆完全支配関係にある国内の子会社株式の評価損について、企業が当該子会社を清算するまで当該子会社株式を保有し続ける方針がある場合等、将来において税務上の損金に算入される可能性が低い場合に当該子会社株式の評価損に係る繰延税金資産の回収可能性はないと判断することが適切であると考えられることを明確にするものである（回収可能性適用指針第 67-4 項）。

2. 税効果会計基準等の改正 - 表示に関する改正

(改正前)

- ・繰延税金資産及び繰延税金負債は、これらに関連した資産・負債の分類に基づいて、繰延税金資産については流動資産又は投資その他の資産として、繰延税金負債については流動負債又は固定負債として表示しなければならないとされている。
- ・特定の資産・負債に関連しない繰越欠損金等に係る繰延税金資産については、翌期に解消される見込みの一時差異等に係るものは流動資産として、それ以外の一時差異等に係るものは投資その他の資産として表示しなければならないとされている。

(改正後)

繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する。適用初年度は、表示方法の変更として比較情報の組替が必要である。

項目	従来	税効果会計基準一部改正
繰延税金資産	関連した資産・負債の分類に基づき、流動資産又は投資その他の資産	投資その他の資産
繰延税金負債	関連した資産・負債の分類に基づき、流動負債又は固定負債	固定負債

(論拠)

- ◆繰延税金資産は換金性のある資産ではないことや、決算日後に税金を納付する我が国においては、1年以内に解消される一時差異等について、1年以内にキャッシュ・フローは生じないことを斟酌すると、すべてを非流動区分に表示することにも一定の論拠があると考えられる。
- ◆我が国の会計基準の取扱いを国際的な会計基準（国際財務報告基準（IFRS）及び米国会計基準（FASB））に整合させることは、一般的に、財務諸表の比較可能性が向上することが期待され、財務諸表利用者に一定の便益をもたらすと考えられる。

(会社法への対応)

企業会計基準第24号「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」第14項の定めに従い、適用初年度においては、表示方法の変更として、比較情報の組替えが必要になると考えられる。なお、会社計算規則について、平成29年12月14日付で改正案が公表されている。『税効果会計に係る会計基準』の一部改正に対応して、繰延税金資産及び繰延税金負債を一律に固定区分に表示する改正の提案がされているが、注記事項の追加については改正はない。

また、会社法の計算書類であって、当期1期分のみ開示している場合は、比較情報の開示がないので、前期の組替えは必要ない。適用初年度においては、当期の計算書類を新たな表

示方法により表示し、表示方法の変更に関する注記を行う対応が考えられる。また、注記事項の追加については提案されていないので、注記事項の追加に係る対応は任意であると考えられる。

3. 税効果会計基準等の改正 - 注記事項の追加

財務諸表利用者が税効果会計に関連する注記事項を利用する目的やその分析内容、実際に利用している情報を検討した上で、現状において不足している情報を識別し、次の注記事項を追加している。つまり、財務諸表利用者による税負担率の予測および繰延税金資産の回収可能性に関する不確実性の評価に資するようにという趣旨である。

(1) 評価性引当額の内訳に関する情報 (税効果会計基準一部改正第4項)

① 評価性引当額の内訳に関する数値情報 (連結・個別ともに注記が必要)

財務諸表利用者による税負担率の予測及び繰延税金資産の回収可能性に関する不確実性の評価に資するように、繰延税金資産の発生原因別の主な内訳 (以下「発生原因別の注記」という。)として税務上の繰越欠損金を記載している場合であって、当該税務上の繰越欠損金の額が重要であるときは、これまで発生原因別の注記に記載されていた評価性引当額の合計額を、**税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額と将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額に区分し記載**する。

「重要であるとき」には、税務上の繰越欠損金の控除見込額 (課税所得との相殺見込額) が将来の税負担率に重要な影響を及ぼす場合が含まれるという考え方と純資産の額に対する税務上の繰越欠損金の額 (納税主体毎の法定実効税率を乗じた額) の割合が重要な場合が含まれるという考え方が示されている (税効果会計基準一部改正第30項)。

② 評価性引当額の内訳に関する定性的な情報 (連結を作成している場合、個別は注記不要)

財務諸表利用者が評価性引当額の内容を理解し、税負担率に影響が生じている原因を分析することに資するように、評価性引当額に関する定性的な情報として、評価性引当額 (合計額) に**重要な変動が生じている場合、当該変動の主な内容を記載**する。

「重要な変動が生じている場合」の重要性についても、企業が置かれている状況によって重要性の基準は異なるので、一律の基準は設けられていないが、「重要な変動が生じている場合」には、税負担率の計算基礎となる税引前純利益の額に対する評価性引当額 (合計額) の変動額の割合が重要な場合が含まれるという考え方を目安に企業の状況に応じて適切に判断することが示されている (税効果会計基準一部改正第36項)。

(2) 税務上の繰越欠損金に関する情報 (税効果会計基準一部改正第5項)

① 税務上の繰越欠損金に関する繰越期限別の数値情報 (連結を作成している場合、個別は注記不要)

財務諸表利用者による税負担率の予測に資するように、発生原因別の注記として税務上の繰

越欠損金を記載している場合であって、当該税務上の繰越欠損金の額が重要であるときは、税務上の繰越欠損金に関する数値情報として、繰越期限別に次の金額を記載する。

- ・ 税務上の繰越欠損金の額に実効税率を乗じた額（発生原因別の注記に記載されている額）
- ・ 税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額
- ・ 税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産の額

「繰越期限別」とは、「主として株価予測を行う財務諸表利用者が将来 2 年から 5 年後の予想財務諸表を用いて税負担率の予測を行っていることを踏まえ、5 年以内に繰越期限が到来する場合には比較的短い年度に区切ることが考えられる一方で、在外子会社の税制は多様であり、繰越期間の年数や有無は様々であると考えられる。これらのことを考慮すると年度の区切り方については、企業が有している税務上の繰越欠損金の状況に応じて適切に設定することが考えられるため、本会計基準においては特段定めていない。」と説明されている（税効果会計基準一部改正第 42 項）。

② 税務上の繰越欠損金に関する定性的情報（連結を作成している場合、個別は注記不要）

回収可能と判断した理由の記載

税務上の繰越欠損金に関する数値情報が繰越期限別に開示されていても、税務上の繰越欠損金に係る重要な繰延税金資産を計上している場合、財務諸表利用者が当該繰延税金資産の回収可能性に関する不確実性を評価できないため、当該不確実性の評価に資するように、税務上の繰越欠損金に関する定性的な情報として、税務上の繰越欠損金に係る重要な繰延税金資産を回収可能と判断した主な理由を記載する。

「重要な」場合には、純資産の額に対する税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産の額の割合が重要な場合が含まれると考えられるという考え方が示されている。

ただし、企業が置かれた状況によって重要性は異なるため、一律に重要性の基準は定められておらず、上記の考え方を見安として、企業の状況に応じて適切に判断することが考えられるとしている（税効果会計基準一部改正第 47 項）。

●各開示項目の連結・個別の取扱い（まとめ）

	評価性引当額の内訳に関する数値情報	評価性引当額の内訳に関する定性的な情報	税務上の繰越欠損金に関する繰越期限別の数値情報	税務上の繰越欠損金に関する定性的な情報
連結財務諸表	必要	必要	必要	必要
個別財務諸表	必要	不要	不要	不要

●税効果会計に関する開示例

次の開示例は、税効果会計基準一部改正で示された内容について理解を深めるために参考として示されたものであり、記載方法及び記載内容は各企業の実情等に応じて異なることに留意する必要がある。なお、網掛けした箇所が注記事項を追加した部分である。

発生原因別の主な内訳として税務上の繰越欠損金を記載している場合であって、当該税務上の繰越欠損金の額が重要であるときは、以下を開示する。

- ・評価性引当額の内訳に関する数値情報及び定性的な情報（税効果会計基準一部改正第4項）
- ・税務上の繰越欠損金に関する数値情報及び定性的な情報（税効果会計基準一部改正第5項（*2）に関する情報）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

		前連結会計年度	当連結会計年度
繰延税金資産	税務上の繰越欠損金（*2）	XXX 百万円	XXX 百万円
	退職給付に係る負債	XXX	XXX
	減損損失	XXX	XXX
	その他	XXX	XXX
	繰延税金資産小計	XXX	XXX
	税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額（*2）	△XXX	△XXX
	将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△XXX	△XXX
	評価性引当額小計（*1）	△XXX	△XXX
	繰延税金資産合計	XXX	XXX
繰延税金負債	（以下 略）		

（*1）（繰延税金資産から控除された額（評価性引当額）に重要な変動が生じている場合、当該変動の主な内容を記載する。）

（*2） 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

（前連結会計年度）

	X年以内	X年超 X年以内	X年超 X年以内	X年超 X年以内	X年超 X年以内	X年超	合計
税務上の繰越欠損金 (a)	-	-	-	-	XXX	-	XXX 百万円
評価性引当額	-	-	-	-	△XXX	-	△XXX
繰延税金資産	-	-	-	-	XXX	-	XXX

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額である。

（当連結会計年度）

	X年以内	X年超 X年以内	X年超 X年以内	X年超 X年以内	X年超 X年以内	X年超	合計
税務上の繰越欠損金 (b)	-	-	-	XXX	-	XXX	XXX 百万円
評価性引当額	-	-	-	-	-	△XXX	△XXX
繰延税金資産	-	-	-	XXX	-	-	(c)XXX

- (b) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額である。
- (c) (税務上の繰越欠損金に係る重要な繰延税金資産を計上している場合、当該繰延税金資産を回収可能と判断した主な理由を記載する。)

4. 税効果会計基準等の改正 - 適用時期

項目	適用時期	適用初年度に関する取扱い
表示(B/S科目)に関する改正 (税効果会計基準一部改正)	●平成30年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用する。 ただし、平成30年3月31	●表示方法の変更として取り扱う。 ●表示する過去の財務諸表について、新たな表示方法に従い組替えを行う。
注記事項の追加 (税効果会計基準一部改正)	日以後最初に終了する連結会計年度及び事業年度の年度末に係る連結財務諸表及び個別財務諸表から適用することができる(早期適用可)。	●表示方法の変更として取り扱う。 ただし、税効果会計基準一部改正により追加した注記事項については適用初年度の比較情報に記載しないことができる。(*)
会計処理に関する改正(個別財務諸表における子会社株式等に係る将来加算一時差異の取扱い(税効果適用指針第8項(2)))	●平成30年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用する(原則適用のみ)。	(税効果適用指針第8項(2))を適用することによりこれまでの会計処理と異なることとなる場合) ●会計基準等の改正に伴う会計方針の変更として取り扱う。 ●新たな会計方針を過去のすべての期間に遡及適用する。
会計処理に関する改正((分類1)に該当する企業における繰延税金資産の回収可能性に関する取扱い(回収可能性適用指針第18項))	●平成30年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用する(原則適用のみ)。	(回収可能性適用指針第18項)を適用することによりこれまでの会計処理と異なることとなる場合) ●会計基準等の改正に伴う会計方針の変更として取り

項目	適用時期	適用初年度に関する取扱い
		扱う。 ●新たな会計方針を過去のすべての期間に遡及適用する。
中間税効果適用指針	●平成 30 年 4 月 1 日以後開始する中間連結会計期間及び中間会計期間の期首から適用する。	●会計基準等の改正に伴う会計方針として取り扱わない。

***適用初年度の比較情報の取扱い**

企業会計基準第 24 号「会計上の変更及び誤解の訂正に関する会計基準」第 14 項の定めに従い、適用初年度においては、表示方法の変更として、原則として、比較情報である前事業年度の連結財務諸表及び個別財務諸表に新たな注記事項を記載することになる。

ただし、多数の子会社を有している企業において、適用初年度の比較情報として、すべての子会社から、評価性引当額の内訳に関する情報および税務上の繰越欠損金に関する情報を入手し集計することは、実務上煩雑であり、特に在外子会社の税制は多様であるため前年度に遡って当該数値を算定することが煩雑であることを懸念する意見に配慮して、適用初年度については、比較情報については改正後の内容を注記しなくてよいとされている（税効果会計基準一部改正第 59 項）。

●適用初年度の比較情報に追加した注記事項を記載しない場合の開示例

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

		前連結会計年度	当連結会計年度
繰延税金資産	税務上の繰越欠損金 (* 2)	XXX 百万円	XXX 百万円
	退職給付に係る負債	XXX	XXX
	減損損失	XXX	XXX
	その他	XXX	XXX
	繰延税金資産小計	XXX	XXX
	税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 (* 2)	—	△XXX
	将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	—	△XXX
	評価性引当額小計 (* 1)	△XXX	△XXX
	繰延税金資産合計	XXX	XXX
繰延税金負債	(以下 略)		

(注) 適用初年度の比較情報に数値情報を記載しないことができる。

(* 1) (繰延税金資産から控除された額 (評価性引当額) に重要な変動が生じている場合、当該変動の主な内容を記載する。)

適用初年度の比較情報に定性的な情報を記載しないことができる。

(※2) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

適用初年度の比較情報に繰越欠損金に関する情報（数値情報及び定性的な情報）を記載しないことができる。

(当連結会計年度)

	X年以内	X年超 X年以内	X年超 X年以内	X年超 X年以内	X年超 X年以内	X年超	合計
税務上の繰越欠損金 (a)	—	—	—	XXX	—	XXX	XXX 百万円
評価性引当額	—	—	—	—	—	△XXX	△XXX
繰延税金資産	—	—	—	XXX	—	—	(b)XXX

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額である。

(b) (税務上の繰越欠損金に係る重要な繰延税金資産を計上している場合、当該繰延税金資産を回収可能と判断した主な理由を記載する。)

2. マイナス金利に関連する実務対応報告の取扱い

(1) 割引率に関する当面の取扱い

A S B Jは、国債等の利回りでマイナスが見受けられる状況に関連して、平成29年3月29日に実務対応報告第34号「債券の利回りがマイナスとなる場合の退職給付債務の計算における割引率に関する当面の取扱い」（以下「実務対応報告第34号」という。）を公表し、第2項において、次の取扱いが示されている。

(2) 2つの割引率

退職給付債務の計算において、割引率の基礎とする安全性の高い債券の支払見込期間における利回りが期末においてマイナスとなる場合、以下のいずれかの方法による。

- 利回りの下限としてゼロを利用する方法
- マイナスの利回りをそのまま利用する方法

(3) 実務対応報告第37号の方針

実務対応報告第34号については、「平成29年3月31日に終了する事業年度から平成30年3月30日に終了する事業年度」までに限って適用することとし、引き続き検討を行うこととしていたため、平成30年3月31日以後に終了する事業年度の取扱いに関して引き続き検討が行われた。

平成30年3月13日に実務対応報告第37号「実務対応報告第34号の適用時期に関する当面の取扱い」が公表され、実務対応報告第34号の適用時期については下記の提案がされている。

「本実務対応報告は、平成29年3月31日に終了する事業年度から、第2項に定めるいずれの方法によっても退職給付債務の計算に重要な影響を及ぼさず、当該取扱いを変更する必要がないと当委員会が認める当面の間、適用する。」と示されている。

よって、退職給付債務の計算に用いる割引率に関しては、前3月期決算において実務対応報告第34号第2項に定める取扱いのうちいずれか選択した方法を、平成30年3月期決算においても

継続適用することになると考えられる。

3. 従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い等の概要

(1) 公表の経緯

ASBJは、平成30年1月12日、実務対応報告第36号「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」（以下「実務対応報告第36号」という）及び企業会計基準適用指針第17号「払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品に関する会計処理」（以下「複合金融商品適用指針」という）を公表した。平成30年4月1日以後適用であるが、本3月期決算において早期適用が可能となっている。

(2) 結論の背景

近年、企業がその従業員等に対して新株予約権を付与する場合に、当該新株予約権の付与に伴い当該従業員等が一定の額の金銭を企業に払い込む取引が見られる。当該取引は、ストック・オプション会計基準の公表時には想定されていなかったことから、当該取引が、ストック・オプション会計基準の適用範囲に含まれるのか、複合金融商品適用指針の適用範囲に含まれるのかが必ずしも明確でなかった。実務対応報告第36号は、このような権利確定条件付き有償新株予約権は、企業会計基準第8号「ストック・オプション等に関する会計基準」（以下「ストック・オプション会計基準」という）第2項(2)に定めるストック・オプション会計基準の枠組みで対応することが適切であることを明確化した。

(特徴点)

- ① 権利確定条件付き有償新株予約権の引受先が従業員等に限定される。
- ② 権利確定条件付き有償新株予約権には、権利確定条件として、勤務条件及び業績条件が付されているか、又は勤務条件は付されていないが業績条件は付されている。
- ③ 権利確定条件付き有償新株予約権の割当てを受けた従業員等は、払込期日までに一定の額の金銭を企業に払い込む。

(3) 会計処理

従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引の会計処理は、ストック・オプション会計基準に定める取扱いによることとされており、権利確定条件付き有償新株予約権の付与に伴う従業員等からの払込金額を、純資産の部に新株予約権として計上する。

現金預金 ××× / 新株予約権 ×××

また、権利確定条件付き有償新株予約権の公正な評価額から当該払込金額を差し引いた金額のうち、対象勤務期間を基礎とする方法その他の合理的な方法に基づき当期に発生したと認められる額を各会計期間における費用として計上する。

株式報酬費用 ××× / 新株予約権 ×××

(4) 開示

従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する注記は、ストック・オプション会計基準及び企業会計基準適用指針第11号「ストック・オプション等に関する会計基

準の適用指針」で求められる注記事項に従って行う。

(5) 適用時期等

原則	平成 30 年 4 月 1 日以後適用
早期適用	公表日以後適用することができる。

実務対応報告第 36 号適用時の取り扱いは以下のとおりである。

原則	遡及適用 公表日より前に権利確定条件付き有償新株予約権が権利行使され、新株を発行している場合、新たな会計方針に基づく新株予約権として計上された金額のうち、当該権利行使に対応する部分を払込資本に振り替えたことによる払込資本の増加額は、その他資本剰余金に計上する（実務対応報告第 36 号第 37 項）。
経過措置	実務対応報告第 36 号の適用日より前に従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与した取引については、従来採用していた会計処理を継続することができる。この場合、「(4) 開示」の注記事項に代えて当該取引について次の事項を注記する（実務対応報告第 36 号第 10 項）。 ① 権利確定条件付き有償新株予約権の概要（各会計期間において存在した権利確定条件付き有償新株予約権の内容、規模（付与数等）及びその変動状況（行使数や失効数等）。ただし、付与日における公正な評価単位については記載を要しない。 ② 採用している会計処理の概要

適用初年度において、これまでの会計処理と異なることとなる場合及び上記を適用し従来採用していた会計処理を継続する場合、会計基準等の改正に伴う会計方針の変更として取扱う。

4. 新会計基準等と適用時期

その他の新会計基準等と適用時期は以下のとおりである。

新会計基準等	適用時期
「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い」及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」 (実務対応報告第 18 号の改正 平成 29 年 3 月 29 日)	●平成 29 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度の期首から適用。 ●本実務対応報告の公表日（平成 29 年 3 月 29 日）以後、適用可。
「公共施設等運営事業における運営権者の会計処理等に関する実務上の取扱い」 (実務対応報告第 35 号 平成 29 年 5 月 2 日)	●平成 29 年 5 月 31 日以後終了する事業年度及び四半期会計期間から適用。

新会計基準等	適用時期
「資金決済法における仮想通貨の会計処理等に関する当面の取扱い」（実務対応報告第38号 平成30年3月14日）	<ul style="list-style-type: none"> ●平成30年4月1日以後開始する事業年度の期首から適用。 ●ただし、公表日以後終了する事業年度及び四半期会計期間から適用可。

5. コーポレートガバナンス・コード（企業統治指針）の改訂案を公表

企業統治指針改訂案の概要

金融庁の有識者会議は、平成30年3月13日、コーポレートガバナンス改革をより実質的なものと深化させていくために、3年ぶりにコーポレートガバナンス・コードの改訂案を公表した。この改訂案は、パブリックコメントを経て、東京証券取引所が5月に正式決定し、6月の株主総会からの導入を促すこととしている。

コーポレートガバナンス改革は、平成26年スチュワードシップ・コード策定（平成29年改訂）、平成27年のコーポレートガバナンス・コード策定等の各般の施策により、一定の進捗が見られているが、一方、企業において、なお経営陣による果敢な経営判断が行われていないのではないかなど様々な課題が指摘されている。また、投資家についても、企業との対話の内容が依然として形式的なものにとどまっており、企業に「気づき」をもたらす例は限られているとの指摘がある。

基本的な考え方は、以下のとおりである。

（1） 経営環境の変化に対応した経営判断

事業ポートフォリオの見直しなどの果敢な経営判断が重要であることや、そうした経営判断を行っていくために、自社の資本コストを的確に把握すべきことを明確化する必要がある。

（2） 投資戦略・財務管理の方針

企業が持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現していくためには、戦略的・計画的に設備投資・研究開発投資・人材投資等を行っていくことも重要である。また、その際には、投資戦略と整合的で、資本コストを意識した適切な財務管理を行っていくことも重要である。

（3） CEOの選解任

経営陣において、特に中心的な役割を果たすのはCEOであり、その選解任は、企業にとって最も重要な戦略的意思決定である。他方、多くの企業においては、CEOの育成・選任に向けた取組みが不十分であることが指摘されており、客観性・適時性・透明性ある手続を確立していくことが必要である。

（4） 取締役会の機能発揮等

取締役会全体として適切な知識・経験・能力を備えることが求められる。取締役会がその機能を十分に発揮していく上では、ジェンダー、更には国際性の面を含む多様性を十分に確保していくことが重要である。

(5) 政策保有株式

政策保有株式について、投資家と企業の間で、これまで以上に深度ある対話が行われることが重要であり、企業には、個別の政策保有株式の保有目的や保有に伴う便益・リスクを具体的に精査した上で、保有の適否を検証し、分かりやすく開示・説明を行うことが求められる。また、政策保有株式の縮減に関する方針・考え方など、政策保有に関する方針をしっかりと開示することも重要である。

(6) アセットオーナー

公的年金でスチュワードシップ・コードの受け入れが進む中、動きの遅い企業年金に対しても従業員の資産形成や自らの財政状態に影響を与えることを十分に認識し、企業年金がアセットオーナーとして期待される機能を実効的に発揮できるよう、母体企業においても自ら主体的に人事面や運営面における取組みを行うことが求められている。こうした取組みが進むことにより企業年金における運用の専門性が高まるとともに、スチュワードシップ・コードの受け入れが広がり、実効的なスチュワードシップ活動が進められていくことを期待されている。

詳細は、以下のHP参照。

<https://www.fsa.go.jp/singi/follow-up/siryoku/20180313.html>

6. 有価証券報告書等の記載内容の改正点

(背景)

平成 29 年 12 月 28 日、内閣官房・金融庁・法務省及び経済産業省は連名で「事業報告等と有価証券報告書の一体的開示のための取組について」を公表した。

これは、「未来投資戦略 2017」で掲げられた、金融商品取引法に基づく有価証券報告書と会社法に基づく事業報告・計算書類との「一体的開示」をより行いやすくするため、両書類の類似・関連する項目について、可能な範囲で共通化を図るための対応や今後の取組をまとめたものである。

また、金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」報告（平成 28 年 4 月公表）における、決算短信、事業報告・計算書類、有価証券報告書の開示内容の整理・共通化・合理化に向けた提言を踏まえ、今般、有価証券報告書の記載事項について下記のとおり改正が行われている。

	項目	内容
1	非財務情報の開示の充実	有価証券報告書の経営方針・経営成績等の分析等の記載を充実し、対話に資する情報の開示を促進する。すなわち、財政状態、経営成績及びCFの状況の分析に係る記載の統合と対話に資する内容の充実を目的として、「業績等の概要」、「生産、受注及び販売の

	項目	内容
		<p>状況」、「MD&A（財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析）」を統合し記載内容の整理したうえで、記載の充実の観点から以下の2点について記載を求める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●事業全体及びセグメント別の経営成績等に重要な影響を与えた要因について経営者の視点による認識及び分析 ●経営者が経営方針・経営戦略等の中長期的な目標に照らして経営成績等をどのように分析・評価しているか。
2	非財務情報の合理化	<ul style="list-style-type: none"> ●新株予約権等の記載の合理化 「新株予約権等の状況」、「ライツプランの内容」、「ストックオプション制度の内容」の項目を「新株予約権等の状況」に統合。 ●ストック・オプションについては、財務諸表注記の参照を可能に（日本基準の財務諸表注記に記載されている場合）。 ●「新株予約権等の状況」は、事業年度末に加え、有価証券報告書提出日の前月末現在の記載も求められているところ、事業年度末から変更がなければ、その旨のみで可。
3	非財務情報の開示内容の共通化	<ul style="list-style-type: none"> ●有価証券報告書及び事業報告における大株主の状況に係る記載の共通化 有価証券報告書では、従来、株式の所有割合について、自己株式を控除せずに算定していたが、議決権に着目している事業報告と同様に、自己株式を控除して算定することとし、事業報告と同様の記載に変更。
4	制度開示（決算短信、事業報告等、有価証券報告書）の開示内容の整理・共通化・合理化	<ul style="list-style-type: none"> ●開示内容の自由度を高め、例えば、事業報告等と有価証券報告書の開示内容の共通化や、両者の一体的な書類としての開示等をより容易にする。 ●金融庁と法務省は、平成29年12月28日に、「一体的開示をよりおこないやすくするための環境整備に向けた対応について」の文書を公表し、一体的開示をより行いやすくするための環境整備の一環とし

	項目	内容
		て、平成 29 年度中を目途として企業からの指摘が多い事項について速やかに対応することとした。 詳細は、以下のHP参照。 首相官邸 日本経済再生本部 https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/ 事業報告等と有価証券報告書の一体的開示のための取組について【参考資料】
5	より適切な株主総会の日程の設定を容易とするための見直し	●開示の日程、手続に係る自由度を高め、株主総会までに十分な期間をおいて情報が開示されるなど、対話に資する情報のより適時な開示を促進する。 ●大株主の状況の記載時点は、事業年度末日から議決権行使基準日に変更（当該基準日を明らかにする必要あり）。

7. フェア・ディスクロージャー・ルールの適用

制度導入の経緯

金融庁は、フェア・ディスクロージャー・ルールを盛り込んだ改正金融商品取引法の施行を平成 30 年 4 月 1 日付けで予定されている。改正金融商品取引法は、金融審議会市場ワーキング・グループに設置されたフェア・ディスクロージャー・ルール・タスクフォースにより平成 28 年 12 月にとりまとめられた報告「フェア・ディスクロージャー・ルール・タスクフォース報告～投資家へ公平・適時な情報開示の確保のために～」を受けたものである。

近年、複数の証券会社のアナリストが、上場会社から法人関係の情報を入手した上で、これを直接または営業員を介して顧客に提供することで、当該上場会社の株式の売買の勧誘を行っていたことが判明し、相次いで行政処分を受けるという問題が発生した。加えて、海外投資家等から、欧米やアジアの主要国ではすでにフェア・ディスクロージャー・ルールが整備されており、市場の信頼性を確保するためにも同様のルールを我が国においても導入すべきではないかと指摘があった。

フェア・ディスクロージャー・ルールは「上場会社等が、公表されていない重要な情報をその業務に関して証券会社、投資家等に伝達する場合、意図的な伝達の場合には同時に、意図的でない伝達の場合は速やかに、当該情報をホームページ等に公表しなければならない」という制度である。すなわち、「公表前の内部情報を発行者が第三者に提供する場合に当該情報が他の投資家にも提供されることを確保するルール」と説明されている。すなわち、公平・公正な情報開示に対する市場の信頼性を確保するために未公表の重要な内部情報を第三者に対して選択的に開示することを原則として禁止するルールである。

フェア・ディスクロージャー・ルールガイドラインによると、「重要情報」とは、金融商品取引法第 27 条の 36 第 1 項に規定する「当該上場会社等の運営、業務又は財産に関する公表されてい

ない重要な情報であって、投資者の投資判断に重要な影響を及ぼすもの」のことをいうとされている。

なお、このフェア・ディスクロージャー・ルールの実施に当たっては、上場会社等と投資家との対話の中で、実務の積み上げを図っていくことが望ましいと考えられている。今後、こうした実務の積み上げの中で、このガイドラインにおいて示していた考え方についても建設的に変化していくことがあるとされている。

詳しくは「金融商品取引法第 27 条の 36 の規定に関する留意事項について（フェア・ディスクロージャー・ルールガイドライン）」に対するパブリックコメントの結果等について」参照。

www.fsa.go.jp/news/29/syouken/20180206.html

なお、本稿の意見に関する部分は、筆者の個人的見解であることを申し添えます。

以上